

介護医療院やわらぎ 重要事項説明書

〈令和 7 年 4 月 1 日現在〉

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 以和貴会
代 表 者 名	理事長 渡辺 朋之
所在地・連絡先	香川県高松市香南町由佐 113 番地 1 電話 087-879-3533 FAX 087-879-1080

2. 事業所（ご利用施設）の概要

施設の名称	介護医療院 やわらぎ
所在地・連絡先	香川県高松市香南町由佐 102 番地 1 電話 087-813-7301 FAX 087-813-7302
事業所番号	37B0100019
院長の氏名	宮武 博之

3. 事業所（ご利用施設）であわせて実施する事業

事業の種類	事業所番号	指定年月日	利用定員
短期入所療養介護	37B0100019	令和 2 年 04 月 15 日	42 名

4. 施設の目的及び運営方針

（１） 施設の目的

介護医療院は、「医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設」として「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の 機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設として利用者の生活様式に配慮し長期に療養生活を送るにふさわしい、プライバシーの尊重や家族や地域住民との交流が可能となる環境等 他職種と連携し、サービスの質の向上に向けた取組を実施する事で、入所者の能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とした施設です。この目的に沿って当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

（２） 運営方針

1. 入所者様の人格尊重を第一として、施設内の生活施設の充実を図り、医療と生活介護のサービス提供に努めます。
2. 施設が日常生活および訓練の場であることから、諸行事、レクリエーション等活発に取り入れ、生活機能を低下させないよう日課の充実にも努めます。
3. 入所者様等の症状変化に備え、併設医療機関であるいわき病院と密接な連携

を図り、認知症の方に対しても適正な医療と機能訓練、介護を行います。

4. ボランティア活動を積極的に取り入れ、地域社会との連携を図るとともに、介護相談や健康相談等の実施により、入所者様と家族様の絆を深められるよう、その関係調整にも努めます。

(3) その他

事項	内容
施設サービス計画の作成	担当の介護支援専門員が入所者様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、施設サービス計画を作成します。 この計画は、利用者様に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。
従業員研修	年2回、看護・介護職員の研修を行っています。

5. 施設の概要

(1) 構造等

敷地		2633 m ²
建物	構造	鉄骨3階建て
	延床面積	2100.63 m ²
	利用定員	51名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積（一人あたりの面積）	備考
一人部屋	6	11.64 m ² ～	ブザーを設置
二人部屋	6	17.18 m ² ～（8.59 m ² ～）	ブザーを設置
四人部屋	6	33.08 m ² ～（8.27 m ² ～）	ブザーを設置

(3) 主な設備

設備	室数	備考
食堂	2	テーブル、椅子、冷蔵庫、食器乾燥機
機能訓練室	1	リハビリテーション機器を設置
浴室	2	特別浴室、浴室、機械浴槽
診察室	1	
談話室	1	テーブル、椅子
便所	5	

6. 職員の配置状況

職種	配置人数（常勤換算）	職務内容
医師（管理者）	1	入所者の健康管理や療養上の指導を行うとともに、施設の責任者として施設の管理を統括します。
薬剤師	0.2	医師の指示に基づく入所者の薬剤の調剤、及び与薬管理を行います。
看護職員	7	利用者の健康管理や療養上のお世話をを行います。
介護職員	10	利用者の日常生活上のお世話をを行います。
理学療法士	0.5	利用者の日常生活における必要な機能訓練を行います。
作業療法士	1	利用者の日常生活における必要な機能訓練を行います。
管理栄養士	1	入所者の健康管理を栄養面から行います。
介護支援専門員	1	利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
事務員	1	施設の労務管理・経理等を行います。
調理員	5	管理栄養士の指示を受けて利用者の食事の調理を行います。

※職員数は、上記の配置人数を下回らないものとします。

7. 施設サービスの内容と費用

（１） 介護保険給付対象サービス

① サービス内容

種類	内容
食事	（食事時間） 朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00 食事は出来るだけ離床して、食堂にて摂っていただきます。 また、食事に必要な援助を行います。 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
医療・看護	医師と看護師により、入所者の健康管理に努めます。 緊急時など必要な場合には、協力医療機関に引き継ぎをします。

機能訓練	作業療法士、理学療法士の指示の下、入所者様の心身等の状況に応じたリハビリテーションを行い、日常生活を送るのに必要な機能の回復及び、心身の機能低下を防止するよう努めます。
栄養管理及び栄養ケア	心身の状態の維持、改善の基礎となる栄養管理サービスを提供致します。
口腔衛生管理及び口腔ケア	当施設担当医及び歯科医師の指示・指導のもと誤嚥性肺炎や口腔疾患を予防し、口腔機能を維持するために、口腔清掃の指導・ケアを行います。
入浴	週2回の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、特殊浴槽を使用して入浴することができます。
排泄	入所者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮します。 生活リズムを考え、毎朝・夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週1回、実施します。
相談及び援助	入所者様及びご家族からのご相談に誠意をもって応じ、可能な限り援助を行うよう努めます。また、要介護認定更新についても必要な援助を行います。

②費用

原則として下記料金表料金の1割～3割が入所者様の負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、下記料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

【料金表】

○基本料金 Ⅱ型介護医療院サービス費 (Ⅰ)

単位：円 (単価 10.14 円・特別診療費単価 10 円)

	多床室 (4人部屋・2人部屋)	個室
要介護1	786/日	675/日
要介護2	883/日	771/日

要介護 3	1092/日	981/日
要介護 4	1181/日	1069/日
要介護 5	1261/日	1149/日

○加算料金

夜間勤務等看護（Ⅳ）	7/日	外泊時費用	362/日
認知症行動・心理症状緊急 対応加算初期加算	200/日	介護職員等処遇改善加算 （Ⅳ）	所定単位数×加算率（2.9%） ×地域単価（10.14）×自己負担割合
安全対策体制加算	20/入所日	サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）	18/日
初期加算	30/日	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60/月
若年性認知症入所者加算	120/日	自立支援推進加算	280 円/月
他科受診時費用	362/日	感染対策指導管理加算	6/日
退院時情報提供加算（Ⅰ）	500/回	初期入所診療管理加算	250/回
退院時情報提供加算（Ⅱ）	250/回	褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	6/日
退所時栄養情報連携加算	70/回	薬剤管理指導	370/回
再入所時栄養連携加算	200/回	短期集中リハビリテーショ ン加算	240/回
栄養マネジメント強化加算	11/日	理学療法（Ⅰ）	123/回
療養食加算	6/回	精神科作業療法	220/回
緊急時治療管理加算	518/日	認知症入所精神療法	330/回
協力医療機関連携加算	50/月		

一時的に自宅等に外泊された場合は、要介護状態区分にかかわらず、下記の料金を頂きます。ただし、1月につき7泊（6日分）を上限とします。

外泊時費用

362／日

（２） 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種類	内容	利用料
理髪・美容	出張による理美容サービスをご利用いただけます。	実費（別紙参照）
日常生活品費	シャンプー、リンス、石けん、トイレットペーパー等の共用物品、おしぼり、タオル、バスタオル	1日 110 円
引落手数料	毎月の利用料を指定口座の金融機関より引き落としさせていただきます。	1回 110 円
食費	食事の提供に要す費用	利用者負担 第4段階の方 日額 1,525 円
居住費	居住に要する費用	（多床室） 利用者負担 第4段階の方 日額 437 円 （個室） 利用者負担 第4段階の方 日額 1,728 円
特別な食事	ご希望に応じて特別食（嗜好品、栄養補助食品）を提供することも出来ます。	要した費用の実費をご負担頂きます。
特別な居室	個室、2人部屋をご用意しております。	（個室） 日額 1,100 円 （二人部屋）日額 880 円
洗濯代	洗濯が外部委託のサービスをご利用頂けます。	実費（別紙参照）
テレビリース代 電気代	入所者様のご希望に対応します。	テレビリース代 1日 220 円 1コンセント 1日 55 円
クラブ活動や	入所者様のご希望によりレ	材料費等にかかる実費をご負担

レクリエーション の材料費	クリエーションや行事等の 活動に参加して頂けます。	頂きます。
金銭管理サービス	通帳管理の他、現金の預か りサービスも行います。	別途契約書のとおり、費用をご負担 頂きます。

8. 利用料金等のお支払い方法

毎月、中旬頃に「施設サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等をご請求（請求書発送）し、その月の27日（土・日曜、祝日の場合は翌営業日）に引き落とさせていただきます。

9. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設における苦情やご相談は、下記の窓口で受け付けます。

受付担当者	介護支援専門員 岡 めぐみ
受付時間	月曜日～金曜日（年末年始及び祝日を除く） 8：30～17：00
受付方法	電話 087-813-7301 面談 当施設 1階 相談室 苦情箱 1階受付に設置

その他の苦情受付機関

高松市介護保険課	香川県高松市番町 1-8-15 電話 087-839-2326
香川県国民健康保険団体連合会	香川県高松市福岡町 2-3-2 電話 087-822-7431

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「介護医療院やわらぎ消防計画」にのっとり行います			
避難訓練及び 防災設備	別途定める「介護医療院やわらぎ消防計画」にのっとり年2回 夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者様も参加して行い ます。			
	設備名称	設置	設備名称	設置
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	有
	避難階段	有	屋内消火栓	有
	自動火災報知器	有	ガス漏れ探知機	有
	誘導灯	有	消化器	有
カーテン、布団は防災性能のあるものを使用しています。				

消防計画等	高松市南消防署への届出日：平成 24 年 9 月 28 日 防火管理者：清水 壮三
-------	--

11. 協力医療機関等

医療機関への受診は、施設の医師の許可が必要となります。その場合、施設入所中の証明書を持参して頂くことになりますので、ご相談ください。緊急やむを得ない場合は、医師の判断の下、下記の協力医療機関において診療を受けて頂くことがあります。

協力医療機関	病院名	いわき病院
	所在地	香川県高松市香南町由佐 113-1
	電話番号	087-879-3533
	診療科	精神科、内科
協力歯科医療機関	病院名	いわき病院
	所在地	香川県高松市香南町由佐 113-1
	電話番号	087-879-3533
	診療科	歯科

12. 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 7：00～19：00 来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。飲食物のお持ち込みの際は、必ず職員にお声かけください。職員に対する金品、茶菓等の配慮は固くご遠慮させていただきます。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行く先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
喫煙	施設内外、全面禁煙となります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入所者様の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

13. 損害賠償について

事業者の責任により入所者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、次の場合は、事業者の損害賠償責任を免ずることが出来ます。

- ・入所者様が心身の状況や病歴などについて故意にこれを告げず、または不実の告知を行った結果損害が生じた場合
- ・入所者様がサービス実施に必要な事項について故意に告げず、または不実の告知を行った結果損害が生じた場合
- ・入所者様の急な体調変化など施設のサービスの実施を原因としない事由により損害が生じた場合
- ・入所者様が職員の指示に反して行ったことが原因で損害が生じた場合

14. 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。職員は施設長に報告をし、指示を受けて対処します。
- (2) 入所者様のご家族に連絡をし、事故状況を報告します。
- (3) 重大な事故の場合、保険者に連絡をし、事故報告書を提出します。

15. 感染症食中毒防止について

感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の防止マニュアルを作成し、その防止のための体制を整備します。

16. 褥瘡対策について

入所者様に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡防止マニュアルを作成し、その発生を防止するための体制を整備します。

17. 身体拘束等

当施設は、原則として入所者様に対して身体拘束は行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は担当医師が判断し、身体拘束及びその他の入所者様の行動を制限する行為を行うことがあります。その場合には、担当職員がその様態及び時間、その際の入所者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をご家族様に説明し、同意を得た上で診療録に記載することとします。